

第1回令和7年度船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会
議事録（全録版）

1 日 時 令和7年4月24日（水） 午後3時00分から午後4時00分

2 場 所 船橋市役所 本庁舎 7階 701会議室

3 出席者

（委員）

・有識者 ※敬称略

一般社団法人千葉県中小企業診断士協会 相談役 中小企業診断士 今井 和夫
千葉県社会保険労務士会船橋支部 労働条件審査推進委員
社会保険労務士 小長谷 宏道

・複合施設代表

船橋サンプラザ管理組合 理事 佐藤 良之

・労働団体代表

全船橋地区労働組合協議会 議長 小野寺 栄子

・利用者団体代表

一般社団法人 船橋労働基準協会 専務理事・事務局長 森 敬

・行政代表

船橋市役所 経済部 商工振興課 課長 真田 好之

（事務局）

船橋市役所 経済部 商工振興課

石崎課長補佐、藤巻経営労政係長、石橋主事

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

（1）委員長の選任（互選）及び職務代理者の指名について（公開）

（2）選定委員会全体スケジュール（公開）

（3）指定管理者募集要項について（一部非公開）

（4）評価基準及び順位付けについて（非公開）

※上記議題（3）（4）の非公開理由について（※議題（3）については一部非公開）

船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第7条第1項第5号に定める事項について審議を行ったため。

6 傍聴者数

なし

7 決定事項

(1) 委員長の選任（互選）及び職務代理者の指名について

千葉県中小企業診断士協会 相談役 中小企業診断士 今井委員が委員長に選任される。

一般社団法人 船橋労働基準協会 専務理事・事務局長 森委員が職務代理者に指名される。

(2) 今後の選定委員会スケジュール

今後の選定委員会スケジュールについて事務局より説明がなされ、審議を経て承認された。

(3) 指定管理者募集要項について

指定管理者募集要項について事務局より説明がなされ、審議を経て承認された。

(4) 評価基準及び順位付けについて

評価基準及び順位付けについて事務局より説明がなされ、審議を経て承認された。

8 議事

◆「委嘱式」

○事務局（商工振興課長補佐）

皆様、お待たせ致しました。

これより船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会委員の委嘱式を開催致します。

私は、本日の司会を務めさせていただきます商工振興課・課長補佐の石崎でございます。

委嘱状の交付につきましては、船橋市 経済部長の市原より行います。

お名前を呼ばれた委員はその場でご起立をお願い致します。

今井和夫様

○経済部長

「今井和夫様 船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会委員を委嘱します。令和7年4月24日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、小長谷宏道様

○経済部長

「小長谷宏道様」以下、同文です。よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、佐藤良之様

○経済部長

「佐藤良之様」以下、同文です。よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、小野寺栄子様

○経済部長

「小野寺栄子様」以下、同文です。よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、森敬様

○経済部長

「森敬様」以下、同文です。よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、真田好之商工振興課長

○経済部長

「真田好之、船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会委員に任命する
令和7年4月24日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

以上をもちまして委嘱状の交付式を終了致します。続きまして、経済部長より委員の皆様にごあいさつ申し上げます。経済部長お願いします。

○経済部長

この度は、船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会の委員としてご就任いただき誠にありがとうございます。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を目的に平成15年9月の地方自治法の改正により国によって創設されたものです。本市においても、平成17年度より指定管理者制度を導入し、さまざまな公共施設の管理・運営を民間事業者へお願いしております。

今回、委員の皆様指定管理者の選定にご協力いただきます船橋市勤労市民センターは、平成元年5月に勤労者をはじめとする市民の皆様の要望を受けて、「勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及び文化の向上に資すること」を目的として開館した施設で、こちらの施設においても、平成18年度より指定管理者制度を導入いたしました。

以後、5年ごとに指定期間を定め、指定管理者を選定の上、施設の管理運営を行っておりますが、今年度をもって4回目となる指定期間の満了を迎えます。

来年度以降も引き続き指定管理者制度による運営を行っていくため、令和8年度から12年度までの5年間における施設の指定管理者を選定するものでございます。

委員の皆様には、ご多忙のところ、短い期間の中でそれぞれのお立場から専門的な知見によりご検討いただくこととなります。また、効果的かつ効率的な施設運営が可能な次期指定管理者の候補者となる法人等を選定いただきますようお願い申し上げます。挨拶と代えさせていただきます。

○事務局（商工振興課長補佐）

ありがとうございました。

最後に選定委員会に関わります事務局職員の紹介をさせていただきます。あらためまして、

私は商工振興課・課長補佐の石崎でございます。そして担当しております、経営労政係、藤巻係長、石橋主事でございます。

以上をもちまして、船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会委員の委嘱式を終了致します。

なお、経済部長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

引き続き、第1回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会が開かれますが、会場が準備出来しだい開会いたします。しばらくお待ちください。

◆議案第1号「委員長の選任（互選）及び職務代理者の指名について」

○事務局（商工振興課長補佐）

それでは、お待たせいたしました。これより選定委員会を開催いたします。それではまず、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。まず、第1回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会次第、選定委員一覧、選定委員会席次表、選定スケジュールに関する書類、募集要項（案）のホチキス留めされているものがあると思います。また、業務仕様書と実際に候補者の方に作成していただく事業計画書が一部ございます。また、クリップ留めされているものが申請書類一覧と募集要項と一緒にお配りすることになる添付資料となります。お手元の資料に不足等はございませんでしょうか。

では、早速議事に入りたいと思いますけれども、本日は、第1回の会議となりますので委員長が決まるまでの間、事務局にて進行させていただきますのでご了承ください。

また、本委員会につきましては、原則公開にて実施するものとなります。選定結果、議事録につきましては公表することとなりますので、ご承知おきください。

また、大変恐縮ではございますが、議事録作成のために、会議の内容を録音させていただいておりますので、その旨ご了承ください。

本日の議事項目のうち、議題1「選定委員会委員長の選任及び職務代理者の指名について」から議題3「指定管理者募集要項について」までは、船橋市情報公開条例第26条に基づき、会議を公開とさせていただきます。ただし、議題3については、一部非公開となる部分がございますが、原則としては公開といたします。

また、本日、傍聴人につきましては、会議開会までにお申出がございませんでしたので、傍聴はございません。ご承知おきください。

続きまして、委員の方々を改めてご紹介させていただきます。まず、有識者・中小企業診断士といたしまして、一般社団法人千葉県中小企業診断士協会相談役の今井和夫様。

○今井委員

今井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続いて、有識者として社会保険労務士、千葉県社会保険労務士会船橋支部労働条件審査推進委員の小長谷宏道様。

○小長谷委員

小長谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、施設が入居しております複合施設代表といたしまして、船橋サンプラザ管理組合理事の佐藤良之様。

○佐藤委員

よろしく申し上げます。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、労働団体代表といたしまして、全船橋地区労働組合協議会議長の小野寺栄子様。

○小野寺委員

小野寺です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

続きまして、利用者団体代表といたしまして、一般社団法人船橋労働基準協会専務理事・事務局長の森敬様。

○森委員

森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

最後、行政から船橋市役所経済部商工振興課、真田課長でございます。

○真田委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

以上6名の皆様で選定委員会を構成しておりますので皆様方、よろしくお願ひいたします。それでは本日の議題の1つ目として、委員長の選任および職務代理者の指名についてお諮りいたします。

委員長は、選定委員会の設置要綱第4条第2項により、委員の皆様方の互選により定めることとなっております。また、職務代理者は、同要綱第4条第4項により委員長があらかじめ指名することとなります。では、早速ですけれども、委員長の選任をしたいと思います。

どなたか自薦、他薦、ありますでしょうか。

○森委員

はい。

○事務局（商工振興課長補佐）

はい、森委員。

○森委員

中小企業診断士の今井様に委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（商工振興課長補佐）

ただいま、今井委員を委員長にとご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員一同

拍手

○事務局（商工振興課長補佐）

それでは委員長は、今井委員に決定いたしました。続いて、職務代理者ですが、先ほど申

し上げたとおりの委員長からご指名いただくこととなります。今井委員長、お願いいたします。

○今井委員

はい。それでは、森委員を職務代理者へ推薦させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同

拍手

○森委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

それでは、職務代理者は森委員に決定いたしました。委員長席および職務代理者席に名札を置かせていただきますのでしばらくお待ちください。

それでは、委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○今井委員長

ご指名ですので委員長の任にあたらせていただきたいと思います。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。進行にあたりましては皆様方のご協力がないと進めませんので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（商工振興課長補佐）

ありがとうございます。それでは、以後の議事進行は委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆議案第2号「選定委員会全体スケジュール」

○今井委員長

はい。それではこれからの議事を進めさせていただきたいと思います。まず、本日の出席者数は6名です。過半数を超えておりますので、船橋勤労市民センター指定管理者選定委員会設置要綱第5条第2項に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、本会議の議事録署名人をご指名させていただきたいと思います。佐藤委員並びに真田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号の選定委員会全体スケジュールについての検討に入らせていただきます。まず、事務局側から今後の予定につきまして、ご説明をお願いいたします。

○事務局（経営労政係主事）

それでは、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。議案第2号、船橋市勤労市民センター指定管理者選定スケジュールについてという資料をご覧ください。スケジュールにつきましては、行政経営課で作成された令和7年4月版、船橋市指定管理者制度ガイドラインに沿って作成いたしました。

まず、本日4月24日木曜日に第1回選定委員会の開催となっております。本日はこの後船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項、評価基準および順位付けについて審議させていただきます。

続きまして5月12日月曜日から26日月曜日までの2週間につきまして、募集要項の配布を行います。

その後5月29日木曜日に、申請者説明会を開催いたします。あわせて、6月5日木曜日までの1週間を質問の受付期間とし、11日水曜日に受け付けた質問に対し回答いたします。翌週6月13日金曜日から7月11日金曜日の4週間で募集を行います。

その後、第2回選定委員会については、8月6日水曜日13時半より開催予定とさせていただきます。

第2回選定委員会では、書面審査およびプロポーザル審査方法について審議させていただきます。その後、8月下旬までに書類審査の結果通知を送付いたします。

第3回選定委員会については、9月10日水曜日13時半より開催予定とさせていただきます。書面審査を通った法人のプロポーザル審査を実施し、指定管理者を決定いたします。

委員の皆様には審査していただくスケジュールについては以上になります。なお、第2回選定委員会8月6日水曜日と第3回選定委員会9月10日水曜日の開催時間は両日とも13時半からを予定しておりますが、皆様ご都合はいかがでしょうか。後ほどスケジュール全体の審議とあわせてご予約をご確認いただければと思います。

第2回の選定委員会では、申請状況、申請書類等の不備、申請資格の有無等について、事務局の方から報告した後、事前に委員の皆様へ送付する申請書類について書面審査をさせていただきます。

その後、第3回選定委員会で行っていただく、プロポーザル方法について検討させていただきます。第3回選定委員会では、プロポーザル審査を実施し、指定管理者候補者並びに次順位者を選定させていただきます。今後のスケジュールにつきましては以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○今井委員長

はい。今事務局より今後のスケジュール（案）につきましてご提案ありましたが、委員の方々ご意見ありますでしょうか。

○森職務代理

すいません、プロポーザル審査について教えてください。

○事務局（経営労政係長）

応募者が実際に資料などを使ってこれから実施する事業計画について、委員の皆様の前でご説明いただいて、その内容を評価していただくというものです。

○森職務代理

プレゼンするということですか。

○事務局（商工振興課長補佐）

言い換えると、プレゼン審査になります。

○今井委員長

価格だけで決定しないということですね。

○森職務代理

わかりました。

○今井委員長

スケジュール等につきましては、どうでしょうか。

○小長谷委員

第2回、第3回委員会については、これで私は大丈夫だと思います。

○今井委員長

他、どうでしょうか。大丈夫ですか。このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次回は8月6日水曜日の13時半からの開催となります。選定基準の審査と評価表の審査、申請書類の審査について審議するものとして第2回選定委員会を開催いたします。

また、今後のスケジュールにつきましては以上の内容でご了解をお願いいたします。

◆議案第3号「指定管理者募集要項について」

○今井委員長

次に、指定管理者募集要項について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（経営労政係長）

議案第3号になります指定管理者募集要項についてご説明いたします。お手元の船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項をご覧ください。資料は、指定管理者募集要項および添付資料、申請書類の3種類からなります。

まず、募集要項について説明いたします。4ページ目からご説明いたします。「船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項」の項目には、この指定管理者募集についての指定管理者制度の趣旨と募集の概要を記載しています。指定管理者制度についてですが、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的とした制度となっており、今回ご審議いただく勤労市民センターについては、平成18年度の第1期から数えまして、第5期目の指定管理者選定となります。

続きまして、同じく4ページの下部「1 指定管理者が行う管理の基本方針」については、市が定めた1から6までの基本方針について記載しております。

続きまして、「2 施設の概要」を記載しております。勤労市民センターは平成元年6月に竣工され、築37年目を迎えます。地上5階地下2階の船橋サンプラザという建物内に区分所有として設置されており、センターは地上1階から3階、地下1階および2階にあります。当建物内にはセンター以外に4階と5階に住戸、地下1階と1階に店舗があります。センター内の施設としては、地下2階に定員400名のホールと音楽室が2つ、地上2階と3階に大小9つの会議室、さらに、展示室にレクリエーションルーム、トレーニングルーム、茶室も備えています。

続きまして、「3 指定管理者が行う業務の範囲」を記載しております。船橋市勤労市民センター条例第5条に規定する業務について記載しており、業務の詳細については、資料3の業務仕様書のとおりとしております。業務仕様書については、後ほどご確認いただきます。なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、専門的な知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行うことが困難な一部の業務については、市の承認を得て委託することができることとしています。商工振興課として、市内事業者の

振興の観点から市内業者の受注機会の拡大を図るよう考慮することを求めています。

続きまして、「4 施設の開館時間等」は、施設の開館時間、休館日についての変更に関する記事を記載しております。開館時間は条例第9条に規定する通り、午前9時から午後9時までとなります。次に、「休館日」については条例第10条に規定するとおり次の3種の休館日を設けています。

まず、「①月曜日」次に、「②国民の祝日に関する法律に規定する祝日の翌日」、最後に「③12月29日から翌年の1月3日までの日」としております。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができるとしており、現指定管理者は「②祝日の翌日」については、現在、営業を行っています。

続きまして、開館時間、休館日の変更についてです。条例の規定により指定管理者は、必要があると認めるときは、地域住民の迷惑となる場合等を除き、船橋市勤労市民センター条例施行規則第4条に規定する市長の承認を得て、開館時刻の繰り上げ、閉館時刻の繰り下げ、休館日等の変更等を行うことができます。

次に、「5 指定期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。ただし、本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

次に、「6 管理運営に関する経費等」には、まず、(1)に、条例第14条に規定される、利用料に関して記載しております。(2)は自主事業収入についてです。自主事業収入についても指定管理者の収入となります。(3)は、指定管理料に関してですが、参考に5年分の指定管理料を記載いたします。申請者が提案する指定管理料は、事業に係る支出から、利用料収入を差し引いた額にて算出し、参考金額以下として申請してもらいます。参考金額を超えて提案を行った場合は失格となります。なお、参考金額は、過去の実績をベースに、直近の経費高騰の傾向を踏まえて算出し、財政部門の査定を受けた金額を定めることとなります。また、本市が負担する経費は、「敷地内駐車場賃借料」及び「管理組合に対して支払いをしている管理費及び修繕積立金」になりますが、これを除く一切の経費を指定管理料と利用料、自主事業収入から賄っていただくこととなります。(4)修繕費用、(5)物品に係る費用、(6)事業所税については、指定管理料とは別に、市と指定管理者で協議し、市が負担することが適当と認められる場合には市で予算措置いたします。

(4)の施設や設備等に関する修繕についてご説明します。修繕に要する経費については、1件あたり30万円未満の場合は、指定管理者の負担とします。詳細については、資料をご確認ください。(5)物品についてです。市所有の備え付け物品は、資料13の備品一覧表に記載しています。市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。貸与した物品を買い換える場合、1台または1個あたり3万円以上の物品については、本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。

(6)は、事業所税についてです。事業所税につきましては、支払いが必要になった場合に指定管理料とは別に、市で予算措置いたします。

「7 リスク分担」につきましては、10ページに主なりスクとして表にしております。こ

れ以外のリスクにつきましては、別途協議を行います。今回、リスク分担については、従来の分担方法から一部変更しており、「経済情勢」の項目の「施設の管理運営に支障をきたす経費の増」については協議事項とし、不測の物価高騰が施設の管理運営に影響する場合に備えたものとなっております。

続きまして、「8業務評価」になります。「(1)業務評価」についてご説明します。施設の管理・運営に関し、協定や管理業務仕様書に従い適正かつ確実に行われているかなど、市による立ち入り調査をし、指定管理者による自己評価及び市による評価をいたします。また、市の定める報告書の提出のほかに、指定管理者による運営協議会の開催やアンケートを実施します。他にも「(2)労働関係法令の遵守状況の確認」として調査を行う場合があります。現指定管理期間では令和4年度に労働条件審査を実施しています。このほか「(3)改善指導と指示について」、「(4)評価結果の公表について」、「(5)指定の取消し及び業務の一時停止について」記載しています。

9は「その他管理運営にあたっての留意事項」になります。

(1)センターの管理運営業務を行うにあたって遵守すべき法令について列挙しています。

(2)から(17)までは項目名のみ読み上げさせていただきます。

「(2)占有団体の取扱い」、「(3)苦情等への対応」、「(4)職員研修の実施」、「(5)損害賠償請求等への対応」、「(6)個人情報取扱い、守秘義務及び情報公開」、「(7)文書等の管理保管」、「(8)監査等への協力」、「(9)本市への報告等」、「(10)災害等発生時の対応」、「(11)障害者差別解消に係る配慮」、「(12)適格請求書保存方式(インボイス制度)の対応」、「(13)救護体制の強化」、「(14)大規模修繕」、「(15)利用者の声の把握」、「(16)環境への配慮」、「(17)事故及び災害等への対応」ご不明な点がありましたらお尋ねください。

続きましては、「10指定管理者募集に関する事項」についてです。まず、(1)今後のスケジュールについてですが、15ページの表に沿って実施していきます。指定管理者候補者の選定までは、先ほど、議案第2号にて触れさせていただきました内容とほぼ同様のものとなります。

続きまして、(2)指定管理者の募集手続きの内容についてです。「募集要項の配布」と「申請者現地説明会」について詳しく記載しています。(3)は申請資格についてです。指定期間中、安全かつ円滑に、センターを管理運営でき、17ページに掲げる条件に該当する団体であることを確認します。(4)は申請の手続きについての内容となります。①は申請書類の一覧です。18ページに掲げる書類の提出を求めます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。②は提出書類の言語・様式・提出部数等のルールに係る記載です。③は申請の際の、事業計画書の作成にあたる注意事項を記載しております。④は申請書類の受付についてです。⑤は申請における失格事項となります。申請者が19ページに掲げる要件(ア)から(コ)に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。続きまして、⑥は申請書類における留意事項となります。(5)は具体的な業務内容と事業提案についてです。センターの設置目的や施設周辺・利用者の状況等を踏まえたうえで、特に利用者の増加・地域活性化への配慮をした事業提案を求めます。(6)は自主事業に関する

る業務についてです。自主事業は、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画・実施する事業です。自主事業等は、利用者サービスの向上を図る観点から、施設の設置目的を積極的に推進するために行うものですので、施設を有効に活用し、利用者ニーズの調査を実施するなどし、料金設定が著しく高騰とならない自主事業等を実施していただきます。

「1 1 指定管理者候補者の審査・選定等」の（1）から（5）につきましては、審査の内容に係る部分であり、船橋市情報公開条例第7条第1項第5号の「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する非公開情報として、公開部分の議題が終了した後にご確認をいただきます。

（6）審査結果の通知及び公表についてです。選定委員会の選定結果に基づき、市長が指定管理者の候補者を選定します。また、その次に優れた提案を行った法人等を次順位者として選定します。選定結果の通知については、令和7年10月上旬を予定しており、商工振興課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付のほか、ホームページ上で公表します。その際、指定管理者候補者及び次順位者以外の名称は公表しません。なお、選定委員会議事録は、開示請求があった場合、原則として開示します。なお、この選定結果はあくまでも選定委員会における結果であり、議会の議決を経た後でなければ効力は生じません。

次の（7）協議の開始については省略します。

（8）指定管理者の指定、についてです。指定管理者候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。なお、指定の議案は、令和7年第4回船橋市議会定例会に提出する予定です。（9）次順位者の取り扱いについても省略します。

「1 2 指定管理者との協定の締結」「1 3 指定の取消し等」、「1 4 業務の引継ぎ」、「1 5 問合せ先及び申請書類提出先」も説明は省略します。

早足になりましたが、以上が船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項案でございます。

○今井委員長

はい。以上、事務局より募集要項等についてのご説明がありました。各委員の皆様、何かご意見あればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小長谷委員

これは前回とは変わったことはほとんどないのですか。

○事務局（経営労政係長）

そうですね。大きく変更しているものはありません。細かいところ言えば、インボイス制度が新たに導入されたところと、それと大規模修繕については、前回も記載があったのですが、現指定期間の5年間において進んでいない状況のため、今回も記載しております。

○今井委員長

大規模修繕は、現在必要になっているのですか。

○事務局（経営労政係長）

そうですね。竣工から37年目になりますが、給排水管などの更新がまだ行われておりま

せん。また、各設備も30年以上使うとかなり老朽化が進んでおりますので、少しずつ直せるところは直しているのですが、給排水設備であるとか電気設備等、大型の設備の修繕を実施するために、おそらく全館休館を伴う大規模修繕になるのではないかと想定されます。

○今井委員長

現在の指定期間はまだ1年弱残っていますけど、次の5年間ぐらいに大規模修繕がある可能性があるということですね。

○事務局（商工振興課長補佐）

補足いたしますと、船橋市では、勤労市民センターに限らず、公共施設について保全計画という計画を立てて管理をしているのですが、当施設が次の5年間の指定管理期間の中で、その計画に基づいた修繕工事を行う可能性が高い状況になっております。

また、募集要項につきましては、スケジュールの説明の際にもございましたが、船橋市では、指定管理者制度について各種ガイドラインを作成しております。募集要項につきましてもガイドラインに基本的には沿った内容で作成しております。ただ、基本方針の部分で、多少、当施設特有のものがありますので、そういった部分はオリジナルのものが入っております。複合施設であることや、インボイス等制度が変わって追加した部分もありますので、5年前から若干修正が加わっておりますけれども、基本的には、5年前のものを踏襲して市のガイドラインに沿った形で作成しているものだとご認識していただければと思います。

○事務局（経営労政係長）

続きまして、業務仕様書の概要についてご説明いたします。募集要項の添付資料である資料3の業務仕様書をご覧ください。

指定管理者が行う業務の内容について詳細を定めています。仕様書は基本的に募集要項に記載した内容と重複していることが多数であり、また詳細について記載しているものになりますので、各項目についての説明は省略させていただきます。

他に、募集要項の目次の次のページがございます、募集要項等一覧表に記載のあるとおり、添付資料と申請書類を記載しております。申請書類の多くは事務局にて要件確認を行うためのものになります。一部、「(申請書類5) 船橋市勤労市民センター事業計画書」については評価基準の内容に係るものになりますので、非公開情報として後ほど審議いただきます。

以上で本日の議題のうち、公開部分に係るものは全て終了となります。

9 資料・特記事項

(1) 資料

- ・ 席次表
- ・ 船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員一覧
- ・ 第1回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会配布資料一覧
- ・ 第1回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会次第
- ・ 船橋市勤労市民センター指定管理者スケジュールについて
- ・ 船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項
- ・ 申請書類

(2) 特記事項

なし

10 問い合わせ先

經濟部商工振興課経営労政係

047-436-2477